

## 新型コロナウイルス感染症に係る新たな奨学金制度について

公益財団法人紫雲奨学会では、経済的理由により修学困難な学生に対する奨学援護に関する事業を行うことで、社会的有用な人材を養成すること及びスポーツの振興、文化芸術の発展を目的として活動しております。

当財団の主な事業としましては、奨学生に対する定期的な奨学金の給付、全国大会に出場する生徒への助成、マイクロバスの維持管理経費、部活動で使用する備品購入への助成等を行っております。

今般、世界的規模で流行している新型コロナウイルス感染症は、これまで誰も体験したことのない長期に渡る休校をもたらすなど、生徒達の学校生活にも多大な影響を与えております。

また、休業や自粛とともに、生活様式の大きな変化は、経済にも大きな打撃を与えおり、本校生徒の中にも、家計に影響がでている家庭があると思われます。

このような状況下におきまして、当財団では、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況悪化に対し、修学困難な生徒の経済的負担の緩和が行えるよう、本校の生徒15名に対し2万円の臨時的な奨学金の給付を行う計画です。

この臨時的な奨学金の財源の確保には、皆様方からのご支援が必要不可欠となっております。

経済状況悪化の折、大変心苦しい状況下ではありますが、皆様方からのご支援により、生徒達が輝ける未来を描き、これから世界の担い手として成長して行けるよう、是非ともご協力をお願いいたします。

なお、紫雲奨学会の今年度のパンフレットは、現在作成中であり10月末頃に完成予定です。昨年度紫雲奨学会にご寄付頂いた皆様には、改めてパンフレットをお送りさせていただくことをご了承いただきたく存じます。

公益財団法人紫雲奨学会

理事長 中筋 政人

### 【本件お問い合わせ先】

公益財団法人紫雲奨学会事務局  
〒760-0068  
高松市松島町一丁目 18 番 54 号  
香川県立高松商業高等学校内  
TEL : 087-833-1971  
FAX : 087-862-3229

## 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

紫雲奨学会は、皆様方のご支援により、令和元年度より税額控除対象の公益法人に認定されました。公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇措置として、所得控除の他に、より有利な税額控除も選択可能になりました。ぜひこの機会にご活用ください。

【所得税の場合】所得金額 × 所得税率 -  $\{(寄附額 - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%\}$  = 税額

例えば1万円を寄附した場合、3,200円が  
所得税から控除されることになります。

### 賛助会員入会のお願い

紫雲奨学会では皆様のあたたかいご支援をお待ちしております。今後の経済情勢をふまえ、近年国債の利金の利率が大幅に下がり、更に利率が下がる懸念もあり、基金の運用が困難になっております。経済的理由で子どもたちの明るい未来を閉ざさぬよう、ご支援ご寄附のほどよろしくお願い申し上げます。

個人会員	1口	3,000円
法人会員	1口	30,000円

※ 1口以上でお願いします。

※ 目標入会件数及び寄附額（安定した事業の運営に必要な額）

【個人会員】	500名	2,200,000円
【法人会員】	10法人	300,000円
合 計	510件	2,500,000円

キ リ ト リ		払 取 扱 票 (兼受領証)									
各票の添印欄は、 払込人において記載してください。	02	払 取 扱 票									
	口座番号 (右詰めにご記入ください)	0 1 6 7 0 7 1 0 0 8 1 2		通常払込料金 加入者負担	0 1 6 7 0 7		通常払込料金 加入者負担	右詰めにご記入ください			
加入者名	公益財団法人 紫雲奨学会		金額	千 百 十 万 千 百 十 円	1 0 0 8 1 2	千 百 十 万 千 百 十 円	記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	受付局日附印			
払込人住所氏名	姓	(フリガナ)	料金	特殊取扱	※ 〒	料金	特殊取扱	受付局日附印			
	おなまえ										
	おところ	〒	(電話)								
通信欄											
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認)											
これより下部には何も記入しないでください。											
受付局日附印											

## 贊助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人紫雲奨学会(以下「この法人」という。)定款第41条第2項の規定に基づき、この法人が募る、贊助会員及び贊助会費に関し必要な事項を定める。

### (会員)

第2条 この法人の目的に賛同し、理事会の決議を経て、次の区分による会費を納入する者を贊助会員(以下「会員」という。)とする。

(1) 個人会員：個人で年会費、1口3千円とし  
1口以上を納入する者

(2) 法人会員：法人で年会費、1口3万円とし  
1口以上を納入する者

### (公益目的事業への充当)

第3条 収納した会費は、その80%以上を公益目的事業の費用に充当する。

2 この法人は必要に応じて、定款第5条第3項の規定により、収納した会費を基本財産に繰り入れることができる。

### (入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、または会員である法人が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

## 公益財団法人紫雲奨学会

### (退会)

第6条 退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第7条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、理事長は、理事会の議決を経て除名することができる。

### (会費の不返還)

第8条 すでに納入した会費は、返還しない。ただし、理事会において特別の事情があると認められた場合はその限りではない。

### (報告)

第9条 この法人は、会員に対し、定期的に事業報告及び決算報告をするものとする。

### (会員名簿)

第10条 会員名簿の取り扱いについては、事務所に備置き、「個人情報の保護に関する法律その他関連法令」を遵守するものとする。

2 会員の卒業年ごとの、会員数及び総口数のみ、ホームページにおいて公開するものとする。

### (細則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

### (改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附則 この規程は、平成26年11月10日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### ご注意

この払込書は、機械で処理しますので、口座番号及び金額を記入する際は、枠内に丁寧に記入してください。

また、下部の欄（表面及び裏面）を汚したり、本票を折り曲げたりしないでください。



この払取扱票の裏面には、何も記載しないでください。